

【 第5号議案 】

名誉会長職新設に伴う規約の一部改正(案)

当フォーラムに名誉会長をおくことができることとし、規約第11条として定める。
(事由) 当フォーラムの発展に大きく貢献した会長から、大局的な見地による適切な助言を得やすいようにするため。

【新旧対照表】

新	旧
<p>(名誉会長)</p> <p><u>第11条</u> フォーラムに名誉会長をおくことができる。</p> <p><u>2</u> 名誉会長は、会長が委嘱する。</p> <p><u>3</u> 名誉会長は、フォーラムの運営等に関して大局的な見地から助言を行う。</p> <p><u>4</u> 名誉会長は無報酬とする。</p> <p><u>第12条～第17条</u> (第11条新設に伴い、繰り下がる。)</p> <p>以下 略</p>	<p><新設></p> <p><第11条～第16条></p> <p>以下 略</p>